

議員協議会室マイク設備更新業務 仕様書

1 業務名

議員協議会室マイク設備更新業務

2 業務の目的

議員協議会室において運用するマイク設備の老朽化に伴い、システムの安定稼働を目的とした機器更新を行うもの。

3 業務内容

(1) 更新機器の調達、納入

本仕様書で指定する要件を満たす機器とその設置に必要な機材を選定、調達し、履行場所に納入する。

(2) 更新機器の設置、取り付け

既存の機器を撤去し、調達した機器の設置、取り付け作業を行う。

(3) 機器の調整

設置、取り付けした機器が安定的に稼働し、会議を開催可能な状態となるように調整を行う。また、既存のワイヤレスマイク、有線マイクについても使用可能となるよう、調整を行う。

なお、機器の調整にあたっては、既存の赤外線送受光器との安定的な接続と音声の安定的な出入力、ハウリングの抑制等に関する措置を講ずること。

(4) 既存機器の撤去等

更新にあたり不要となる既存機器は受注者の負担で撤去し、適法に処分すること。ただし、利用できるものは再利用すること。

4 履行場所

四万十市役所 本庁舎 6 階 議員協議会室（高知県四万十市中村大橋通 4 丁目 10 番地）

5 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日（土）までとする。

当該期間までに履行場所に調達物の納入、設置、取り付け、機器の調整等のすべての役務を終了すること。なお、作業にあたっては、作業を実施する議員協議会室が使用されていない日時に行うこと。

6 業務に係る基本要件

(1) 本仕様書の要件を全て満たすこと。

(2) 本業務の着手にあたり、業務完了までのスケジュールを作成し、発注者に示すこと。

(3) 本業務の完了前に、発注者に対して設備の使用方法等に関する説明を行うこと。

7 更新を行う機器

- (1) センター装置（１台）
- (2) 議長ユニット（１台）
- (3) 参加者ユニット（25 台）
- (4) その他(1)から(3)を設置するために必要な機材

8 納入物品の要件

- (1) マイク設備の通信方式は赤外線ワイヤレスとすること。
- (2) センター装置は赤外線送受光器と接続して議長ユニット及び参加者ユニットの制御を行う機能を有すること。
- (3) 議長ユニット及び参加者ユニットは、グースネックマイク「TOA 社製 TS-904」、リチウムイオン電池「TOA 社製 BP-900」及び「TOA 社製 BP-920」を使用可能なものとする。
- (4) 議長ユニット及び参加者ユニットは、発言の可否を任意で切り替えることが可能なスイッチを有するものとし、発言可能時はマイク集音部のリングランプが点灯し、周囲から視認可能とすること。また、発言可能なマイクが集音した音声を発するスピーカーとしての機能を有すること。
- (5) 議長ユニットは優先発言権が付与されていること。
- (6) センター装置、議長ユニット及び参加者ユニットと接続する赤外線送受光器については、既に設置されている「TOA 社製 TS-905」を使用すること。
- (7) 更新機器は TOA 社製とすること。

9 更新前のマイク設備

- (1) センター装置
TOA 社製 TS-900
- (2) 議長ユニット
TOA 社製 TS-901
- (3) 参加者ユニット
TOA 社製 TS-902